

指定設備の認定要領の改正について

平成 28 年 11 月
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 改正の経緯

指定設備の認定要領（平成09・03・31立局第43号。以下「指定設備通達」という。）は、冷凍設備に係る指定設備の認定の申請、審査及び認定証の公布に係る手続きについて、これらの手続きの円滑、かつ、適正な実施を図るために必要事項を詳細に説明したものである。

今般、高圧ガス保安のスマート化に係る冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）の改正により、特定不活性ガスを冷媒とする冷凍設備には、冷媒が漏えいした際に滞留しないような構造を求めていることから、指定設備通達についても、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

冷凍設備に係る指定設備の認定の審査項目のうち、自動制御装置の設置について、冷凍設備を設置する室内の機械通風装置が停止した際に連動して停止する機能を追加するとともに、具体的な審査方法及び判定基準を明確化する。

3. スケジュール

平成28年11月1日施行